

過疎対策の概要について

令和3年12月21日

令和3年度第1回過疎問題懇談会

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和3.4.1)	820	1,718	47.7%
人口(平成27国調:万人)	1,131	12,709	8.9%
面積(平成27国調: km ²)	226,560	377,971	59.9%

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

IV 各種施策

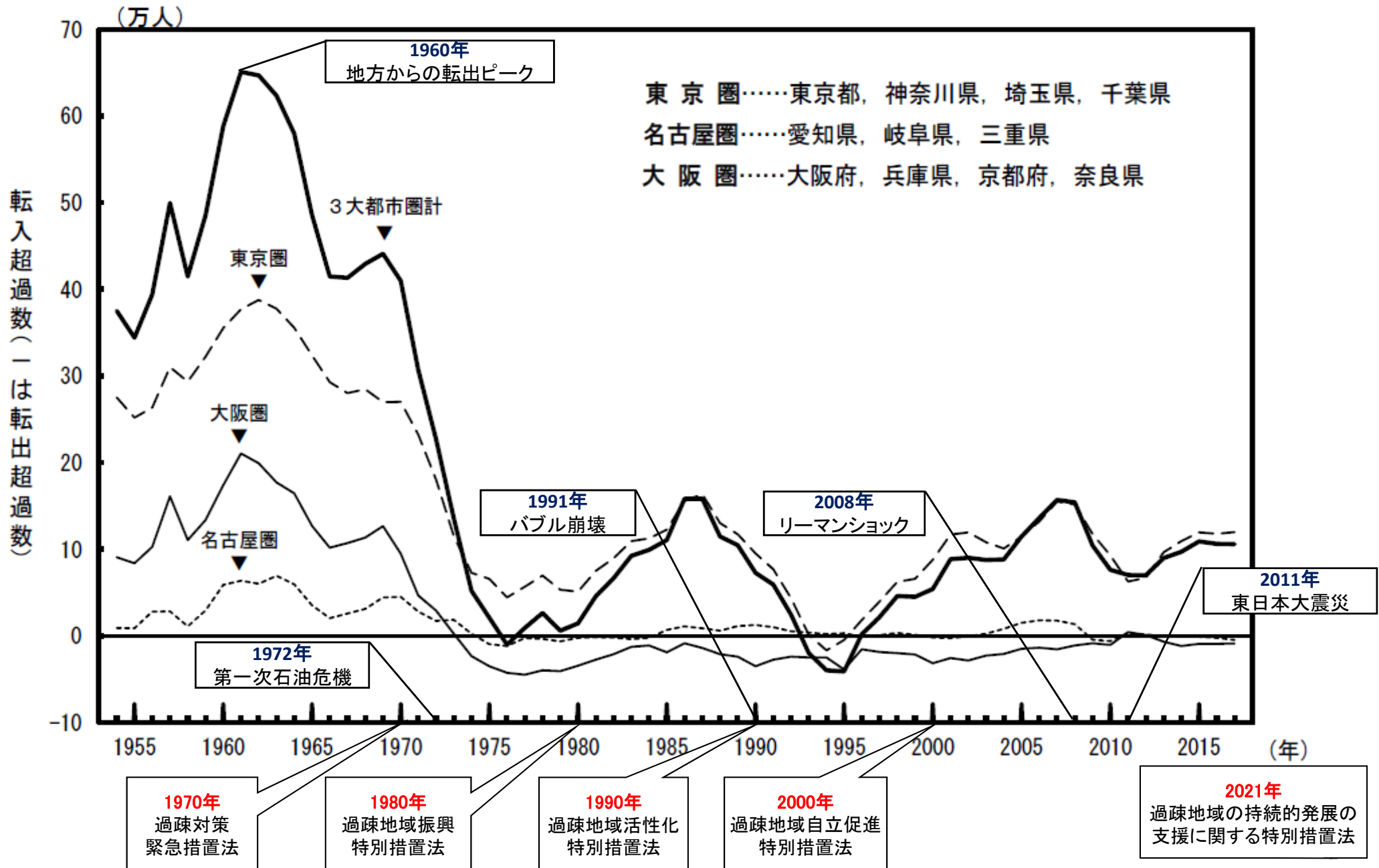
(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援 (令和3年度計画額5,000億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○過疎地域持続的発展支援交付金(令和3年度予算額:7.8億円)

三大都市圏の転入・転出超過数の推移



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告2017年結果」

総務省市町村課「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会第2回事務局提出資料」をもとに総務省過疎対策室にて加工

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の増減>

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

(参考) 過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条)※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27	同上 (35%以上)
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27	同上 (11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

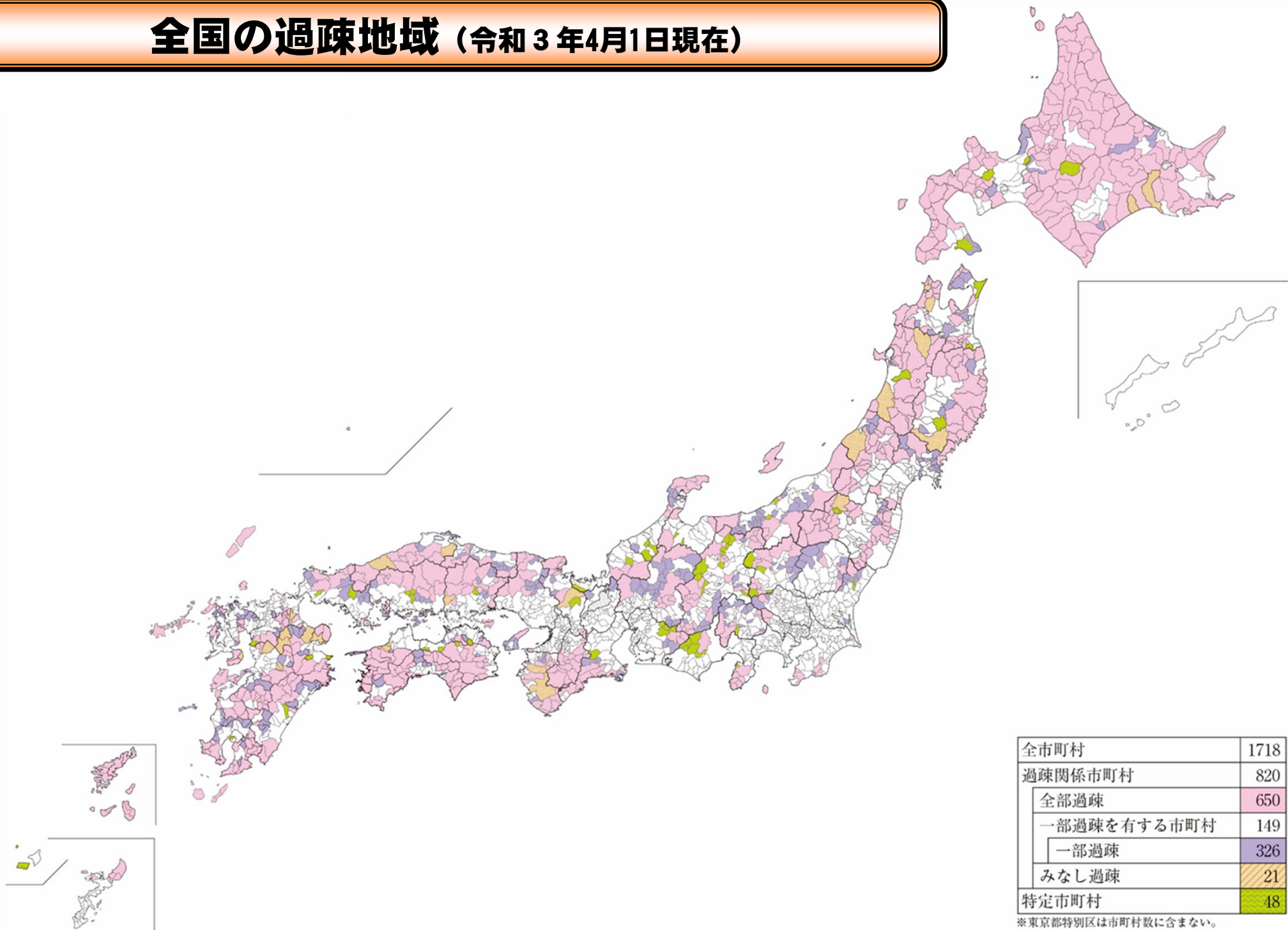
※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の 新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

全国の過疎地域（令和3年4月1日現在）



全市町村	1718
過疎関係市町村	820
全部過疎	650
一部過疎を有する市町村	149
一部過疎	326
みなし過疎	21
特定市町村	48

※東京都特別区は市町村数に含まない。

都道府県別過疎関係市町村数（令和3年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	備考			
			過疎市町村	みなし過疎市町村	一部過疎を有する市町村	
北海道	179	148	141	1	6	函館市[中核](一部過疎)
青森	40	28	22	1	5	
岩手	33	25	21	1	3	
宮城	35	12	7	0	5	
秋田	25	23	20	2	1	
山形	35	21	19	1	1	
福島	59	29	26	1	2	
茨城	44	7	2	0	5	
栃木	25	6	3	0	3	
群馬	35	12	8	0	4	
埼玉	63	4	2	0	2	
千葉	54	8	6	0	2	
東京	39	7	7	0	0	
神奈川	33	1	1	0	0	
新潟	30	16	10	0	6	
富山	15	3	3	0	0	
石川	19	10	6	0	4	
福井	17	4	3	0	1	
山梨	27	14	7	0	7	
長野	77	36	29	0	7	
岐阜	42	16	9	0	7	
静岡	35	7	7	0	0	
愛知	54	4	3	0	1	
三重	29	10	7	0	3	
滋賀	19	2	0	0	2	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	備考			
			過疎市町村	みなし過疎市町村	一部過疎を有する市町村	
京都	26	10	8	1	1	
大阪	43	2	2	0	0	
兵庫	41	13	7	0	6	
奈良	39	18	18	0	0	
和歌山	30	20	15	2	3	
鳥取	19	15	8	0	7	鳥取市[中核](一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市[中核](一部過疎)
岡山	27	19	13	1	5	
広島	23	14	10	0	4	呉市[中核](一部過疎)
山口	19	10	6	0	4	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	12	11	0	1	
香川	17	10	6	0	4	
愛媛	20	14	10	1	3	
高知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	22	16	1	5	
佐賀	20	11	5	0	6	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	14	10	1	3	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	28	23	2	3	
大分	18	15	11	2	2	
宮崎	26	16	12	0	4	
鹿児島	43	41	36	0	5	
沖縄	41	16	15	1	0	
全国	1,718	820	650	21	149	

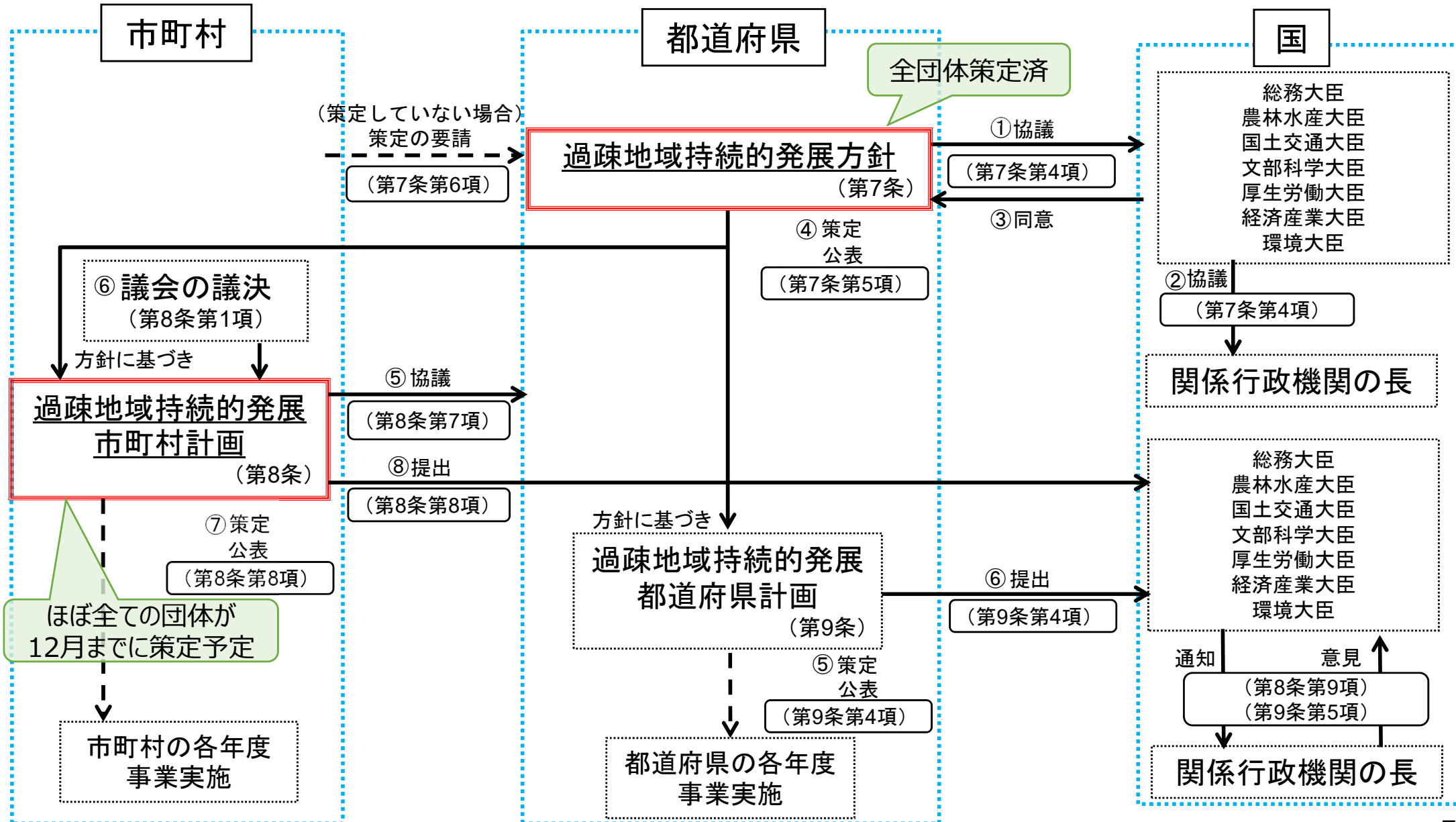
- (備考) 1 市町村数は令和3年4月1日現在
 2 過疎関係市町村数計は、過疎市町村(第2条第1項、第41条第1項)、みなし過疎(第42条)、一部過疎(第3条第1項、2項、第41条第2項、3項)のすべてを合算。
 3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
 4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	市	町	村
	278	421	121

過疎地域持続的発展市町村計画等の策定フロー図

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



過疎対策事業債の概要

- 過疎対策事業債は、過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
- 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入
- 令和3年度地方債計画額は5,000億円（対前年度300億円、6.4%増）
- 対象事業は次のとおり
(ハード分)

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
	<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設 		

(ソフト分)

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

過疎対策事業債（ソフト分について）

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第14条第2項

前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

○ 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く） ※令和3年度地方債同意等基準に規定

- 1 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- 2 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- 3 地方債の元利償還に要する経費
- 4 **地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費**

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）

過疎地域持続的発展支援交付金

R4 概算要求額 805百万円
(R3予算額:784百万円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和4年度概算要求額 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和4年度概算要求額 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和4年度概算要求額 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和4年度概算要求額 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)